

支援制度一覧

* 各制度の内容は掲載時から変更になる可能性があります。詳細は、各制度の問合せ先までお願いします。

No.	制度名称	分野	対象地域	対象	申請主体					制度説明・支援内容の説明	募集時期	支援内容					「地域の課題解決」への活用	ホームページ	問合せ	電話	メールアドレス
					自治会町内会関係	NPO法人	市民活動団体	個人	その他			助成金・補助金	人材派遣	物品貸与・提供	場所貸与・提供	相談・情報提供・その他					
1	マンション・団地再生コーディネート支援事業	まちづくり	市域(全区共通)	マンション・団地再生の活動を自主的に①、②に該当する団体。 ①市内の分譲マンションや団地の管理組合、自治会町内会、委員会等 ②おのおの5名以上で構成され、検討体制が確立されていること。	○	×	×	×	○	マンション・団地の将来検討(建替え検討や集会所等の交流拠点の活用、空き地や空き部屋の活用、イベント等によるコミュニティ活動の充実など)に関する自主的な活動に対し、専門家を派遣し取組内容に応じたコーディネート支援を行います。 派遣費用は無料、年度5回、通年3か年まで。	通年	×	○	×	×	○	○	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/suimai/kurashi/iutaku/sien/danchi/coordinateur.html	建築局住宅再生課	671-2954	ko= iutakusaisei@city.yokohama.jp
2	空家活用のマッチング制度(空家の所有者)	まちづくり	市域(全区共通)	市内に一戸建の空家や空地を所有し、活用してほしい方	○	○	○	○	×	空家や空地の所有者と、地域活動の拠点を探している団体や事業者との対話の場を設定し、活用につなげている制度です。 利用方法が決まっていない空家や空地をお持ちの方は、お気軽にご相談ください。	通年	×	×	×	×	○	○	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/suimai/kurashi/iutaku/sien/akiya/akiyamatching.html	横浜市住宅供給公社 空家の総合案内窓口	451-7762	-
3	空家活用のマッチング制度(活動団体)	まちづくり	市域(全区共通)	市民(在住・在勤・在学)で組織され、市民が自由に参加し継続的に活動している団体や、事業者	○	○	○	×	×	空家や空地の所有者と、地域活動の拠点を探している団体や事業者との対話の場を設定し、活用につなげている制度です。 地域で活動したいと考えている団体の方は、お気軽にご相談ください。	通年	×	×	×	×	○	○	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/suimai/kurashi/iutaku/sien/akiya/akiyamatching.html	横浜市民協働推進センター	671-4732	-
5	空家の改修等補助金(地域貢献[簡易改修型])	まちづくり	市域(全区共通)	自治会町内会、NPO団体等の地域活動団体、事業者	○	○	○	×	×	空家を「地域活性化に貢献する施設(子育て支援施設、高齢者支援施設、コワーキングスペース、生活利便施設等)」として活用する場合に、改修費用を補助します。 詳細はホームページをご覧ください。	左記参照	○	×	×	×	×	○	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/suimai/kurashi/iutaku/sien/akiya/kanikaisyu.html	建築局住宅政策課	671-4121	ko= iutakuseisaku@city.yokohama.jp
6	ハマロード・サポーター事業	まちづくり	市域(全区共通)	【団体の認定基準】 ①活動人数が概ね10名以上 ②活動頻度が原則月1回以上 ③活動範囲が概ね100m以上 ※自治会町内会のほか、企業や学校、商店街等の団体が認定されています。	○	○	○	×	○	身近な道路を守り、愛着をもっていただくサポーターを育成するため、地域のボランティア団体と横浜市が協働して、道路の維持管理等を行う事業です。 現在は、地域の有志の方々を始め、自治会・町内会、商店会、学校、企業など、様々な団体の皆様に道路の清掃や美化活動等を行っていただいています。 横浜市は活動に使用する清掃用具・ごみ袋等の支援及びごみの回収等の支援を行います。	通年	×	×	○	×	○	-	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/ma-chizukuri-kankyo/doro/kanri-seiyo/kanri/hamaroad/supporter.html	道路局管理課	671-2770	do= kanri@city.yokohama.jp
8	横浜市地域まちづくり支援制度	まちづくり	市域(全区共通)	横浜市地域まちづくり推進条例に基づき登録した「地域まちづくりグループ」、同条例に基づき認定を受けた「地域まちづくり組織」又は「建築協定運営委員会」	○	○	○	×	○	市民発意のまちづくりを推進するため、地域における組織づくり、プラン・ルールづくり等のまちづくり活動に対して、まちづくりコーディネーター(専門家)の派遣や、活動費の助成を行います。また、地域まちづくりプラン等の計画に基づき、まちの整備に要する事業費の助成を行います。	通年	○	○	×	×	○	○	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/ma-chizukuri-kankyo/toshiseibi/suishin/sasaeru/shienseido.html	都市整備局 地域まちづくり課	671-2696	tb= suisinjorei@city.yokohama.jp
9	ヨコハマ市民まち普請事業「子育てプラス」	まちづくり	市域(全区共通)	施設を整備する地域の住民等を3名以上含むグループ ※参考:提案要件は、住民等が持つ新しい発想・方法、地域の資源などを生かした取組で、地域まちづくりに寄与すると考えられる提案など	○	○	○	○	○	地域の課題解決や魅力向上のための施設整備を伴うまちづくりの提案を募集し、二段階の公開コンテストにより選考された提案に、最大500万円の整備助成金を交付します。 令和5年度から「子育てプラス」として、支援体制等を拡充しています。 子育て支援や地域交流、高齢者の見守り、自然環境の保全、歴史資源の活用、防災、防犯など、テーマや分野は問いません。 (通年)	令和6年 2月13日 ～5月31日	○	○	×	×	○	○	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/ma-chizukuri-kankyo/toshiseibi/suishin/machibusin/ma-chibusin.html	都市整備局 地域まちづくり課	671-2679	tb= seibiteian@city.yokohama.jp
10	市民主体の身近な施設整備に対する支援	まちづくり	市域(全区共通)	横浜市地域まちづくり推進条例に基づき登録した「地域まちづくりグループ」、同条例に基づき認定を受けた「地域まちづくり組織」	○	○	○	×	○	地域福祉保健計画等、区と地域で策定されたプランに基づき市民が行う身近な施設整備を支援します。 ・計画の具体化や整備計画策定のための専門家(まちづくりコーディネーター)派遣 ・まちづくり活動助成金 ・整備費(設計費、工事費、工事管理費)助成金	通年	○	○	×	×	○	○	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/ma-chizukuri-kankyo/toshiseibi/suishin/sasaeru/mizika.html	都市整備局 地域まちづくり課	671-2696	tb= suisinjorei@city.yokohama.jp
11	あおばスタート補助金	まちづくり	区域	青葉区内の地域課題の解決につながる事業を実施する2人以上で構成され、民主的な意思決定の場のある団体	○	○	○	×	×	青葉区内の地域課題解決につながる継続的な取組のスタートを支援します(これからはじめた事業又は既存の事業の改善や見直しを行う事業)。 【補助率・率】 ・初年度:30万円上限(補助対象経費の9/10上限) ・2年度:15万円上限(補助対象経費の1/2上限)	令和6年 4月	○	×	×	×	○	○	https://www.city.yokohama.lg.jp/aoba/kurashi/kyodo/manabi/kyodo-shien/aoba_start.html	青葉区地域振興課 地域力推進担当	978-2286	ao= chikiriyoku@city.yokohama.jp
12	あさひのつながり応援補助金	まちづくり	区域	旭区民を含む2人以上の団体	○	○	○	×	○	地域住民のつながりづくりなど、身近な地域における課題解決に向けた新たな取り組みの立ち上げを支援することを目的に事業費の一部を補助します。 【補助年数】1年 【上限額】5万円 【補助率】9/10	令和6年 4月～12月末	○	×	×	×	○	○	https://www.city.yokohama.lg.jp/asahi/kurashi/kyodo/manabi/kyodo-shien/shimin/tsunaganari/	旭区地域振興課 地域力推進担当	954-6028	as= mirai@city.yokohama.jp

	制度名称	分野	対象地域	対象	自治会 町内会 関係	NPO法 人	市民活 動団体	個人	その他	制度説明・支援内容の説明	募集時期	助成金・ 補助金	人材派 遣	物品貸 与・提供	場所貸 与・提供	相談・情 報提供・ その他	福所づ りへの活 用	ホームペー ジ	問合せ	電話	メールアドレス
13	泉区地域運営補助金	まちづくり	区域	「地区経営委員会」(自治会町内会及び各種団体で組織され、地域経営やまちづくりの推進に取り組む団体) ※名称は地区により異なります	○	○	○	×	○	【募集時期】 申請意思を総会等で決定後30日以内 「地区経営委員会」への運営補助 会議室の借上げ、事務費など「地区経営委員会」の運営に関する補助(年間経費の10分の9、上限5万円)	通年	○	○	×	×	○	—		泉区区政推進課地域 力推進担当	800-2333	iz= chikiryoku@city. yokohama.jp
15	磯子区地域の居場所づくり支援補助金	まちづくり	区域	区民(在住・在勤・在学)を含む複数人で組織され、自治会、町内会をはじめ地域活動団体等と連携し、継続的に取組を行っている団体	○	○	○	×	○	空き家や空き店舗、住居の空き部屋等を活用した地域交流の場や居場所づくりを進める団体に対して、施設改修や活動のための補助金を交付し、支援を行います。※募集時期以外でも、対応可能な場合がありますので、ご相談ください。	令和6年 2月1日 ~	○	×	×	×	×	○	https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo/manabi/kyodo-shien/chikinobas-hoheivo/	磯子区地域振興課地 域力推進担当	750-2398	is= chikiryoku@city. yokohama.jp
16	かながわ地域支援補助金【地域づくり大学卒業生支援コース】	まちづくり	区域	神奈川県地域づくり大学卒業生が2人以上(うち1人以上は卒業後3年以内の者)の団体	○	○	○	×	×	神奈川県地域づくり大学を卒業後、「アクションプラン」(第5期生以前は「夢プラン」)の実現等に向けて、卒業生同士が地域とゆるやかにつながりながら活動を継続・発展させ、地域課題解決または魅力発信が期待できる新たな取組に対して、補助金交付等の支援を行います。	1月頃	○	×	×	×	○	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/kanagawa/kurashi/kyodo/manabi/kyodo-shien/tiki-hoivokin.html	神奈川県区政推進課	411-7026	kg= tiki@city.yokoha ma.jp
18	金沢区空き家等を活用した地域の「茶の間」支援事業	まちづくり	区域	民主的な意思決定の場があり、年度を超えた継続的な取組を行っている区民(在住・在勤・在学)で構成された団体	○	○	○	×	○	補助対象となる事業は空き家、空き店舗等を活用し、不特定多数の区民を対象とした地域課題の解決を図る事業【補助率】10分の9 【補助上限額】 新規申請事業(上限150万円) 継続申請事業(上限50万円) 事業開始のための予備調査(1回に限り上限10万円) ※年度中に募集を締め切る場合があります。事前にご相談下さい。	令和6年 4月から 9月 ※予算に 達し次第 終了	○	×	×	×	○	○	https://www.city.yokohama.lg.jp/kanazawa/kurashi/kyodo/manabi/kyodo-shien/kanazawa-chanoma.html	金沢区地域振興課地 域力推進担当	788-7809	kz= tikiryoku@city.y okohama.jp
19	港北区地域のチカラ応援事業	まちづくり	区域	主に港北区在住・在勤・在学の5人以上で構成され、一定の活動実績があり、公益的活動を行う団体	○	○	○	×	○	地域課題の解決を図るとともに、港北区の魅力高めることを目的とした活動に補助金を交付します。 【支援メニュー 補助金上限】 ①チャレンジコース 30万円 ②パートナーシップコース 地域の活動に港北区役所の後援名義	①は新規 募集停止 ②は通年	○	×	×	×	○	○	https://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/kurashi/kyodo/manabi/kyodo-shien/chikara/	港北区地域振興課地 域力推進担当	540-2247	ko= chikara@city.yok ohama.jp
21	せやの地域づくり塾(コーディネーター派遣)	まちづくり	区域	連合自治会町内会、単位自治会町内会、地区社会福祉協議会	○	×	×	×	×	地域課題解決のコーディネーターを派遣し、連合をはじめとする地域、区役所と協働で課題解決を図るための講座や話し合いなどを行います。実施内容はご相談の上オーダーメイド方式で決定します。	令和6年 12月末ま で	×	○	×	×	○	○		瀬谷区地域振興課地 域力推進担当	367-5789	se= chikiryoku@city. yokohama.jp
22	鶴見区地域活動支援アドバイザー派遣	まちづくり	区域	①主に鶴見区民(在住・在勤)により組織され、区民が自由に参加できる活動を行う(ボランティアグループ、市民活動団体、NPO法人、自治会町内会等) ②継続して活動中、又は継続して活動する見込みがある ※①②ともに該当する団体	○	○	○	×	×	地域の課題解決や魅力づくりに取り組む活動が継続・発展するよう、活動の仕組みづくりなどの助言等を行う専門のアドバイザーを派遣します。	通年	×	○	×	×	×	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/ku-rashi/kyodo/manabi/kyodo-shien/genki/adv-iser.html	鶴見区区政推進課地 域力推進担当	510-1678	tr= chikiryoku@city. yokohama.jp
23	鶴見区新たなチャレンジ応援補助金	まちづくり	区域	①主に鶴見区民(在住・在勤)により組織され、区民が自由に参加できる活動を行う(ボランティアグループ、市民活動団体、NPO法人、自治会町内会等) ②継続して活動中、又は継続して活動する見込みがある ※①②ともに該当する団体	○	○	○	×	×	区民が自主的に取り組む地域の課題解決に向けた事業について、事業開始から3年以内の取組または既存の事業を発展させる取組を支援します(補助額上限10万円) ◆活動経費の助成(団体あたり) ◆活動経費の助成(個人あたり) 1年目:上限10万円(補助対象経費の10分の9以内)、 2年目:上限5万円(補助対象経費の10分の5以内)、 3年目:上限3万円(補助対象経費の10分の3以内)	例年2月 頃	○	×	×	×	×	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/ku-rashi/kyodo/manabi/kyodo-shien/genki/challengeshien.html	鶴見区区政推進課地 域力推進担当	510-1678	tr= chikiryoku@city. yokohama.jp
24	戸塚区地域の居場所づくり補助金	まちづくり	区域	◆団体及び代表者の存在が明確で、事業拠点が戸塚区内にあり、構成員が5人以上かつ半数以上が戸塚区内に在住等している ◆組織の運営に関する規約がある ◆継続的な取組を行えることが認められる	○	○	○	×	×	◆地域の居場所づくりによって、地域福祉の推進など地域の課題解決を図る事業に補助金を交付します。 ◆補助金額は、補助対象経費の10分の9を限度に、1年目は25万円を上限。 ◆詳細はお問合せください。	令和6年 4月~	○	×	×	×	×	○	https://www.city.yokohama.lg.jp/totsuka/ku-rashi/kyodo/manabi/kyodo-shien/lbasvo/lbasvo.html	戸塚区区政推進課	866-8328	to= chikiryoku@city. yokohama.jp
25	とつか区民の夢プロジェクト補助金	まちづくり	区域	団体及び代表者の存在が明確である政治・宗教・営利を目的としない団体の構成員が5名以上で、その半数以上が区内在住、在勤、在学である自主的な活動を行うことを目指す団体である等	○	○	○	×	×	魅力あふれる地域づくりの推進や、地域課題を解決するために、区民が自主的に行う社会的公共性をもつ事業に対し、補助金を交付します。 【スタートアップコース】活動3年目までの団体 上限15万円、補助率5分の4、補助は2回まで 【ジャンプアップコース】活動を充実させたい団体 上限30万円、補助率2分の1、補助は3回まで	令和6年 1月15日 ~2月16 日	○	×	×	×	○	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/nishi/kurashi/kyodo/manabi/kyodo-shien/yumepro.html	戸塚区地域振興課	866-8416	to= chishin@city.yok ohama.jp
26	西区地域づくり大学校	まちづくり	区域	西区在住・在勤で、地域活動に興味のある方等	○	○	○	○	×	・「地域とつながりながら自分らしく活動したい」「地域で仲間をつくりたい」という思いの実現に向けて、講義やグループワーク、地域活動の現場を見学し、地域とつながりながら活動を継続していくための方法を学ぶ4回講座です。 ・修了生が行う地域活動に対する助成制度があります。	9月~10 月(予定)	○	×	×	×	○	○	https://www.city.yokohama.lg.jp/nishi/kurashi/kyodo/manabi/kyodo-shien/chikidai.html	西区区政推進課地域 力推進担当	320-8319	ni= chikiryoku@city. yokohama.jp

	制度名称	分野	対象地域	対象	自治会 町内会 関係	NPO法 人	市民活 動団体	個人	その他	制度説明・支援内容の説明	募集時期	助成金・ 補助金	人材派 遣	物品貸 与・提供	場所貸 与・提供	相談・情 報提供・ その他	場所づ りへの活 用	ホームページ	問合せ	電話	メールアドレス	
27	まちづくりアドバイザー派遣	まちづくり	区域	地区連合、自治会・町内会、又は自治会・町内会が関わる協議会等の組織が認める団体	○	×	×	×	×	地域が実施するまちづくり活動の企画・運営に対し、専門的な立場から助言を行う「アドバイザー」を派遣し、地域の自主的活動を支援します。	通年	×	○	×	×	×	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/nishi/kurasai/kyodo_manabi/kyodo_shien/adviser.html	西区区政推進課地域力推進担当	320-8319	ni= chikiryoku@city.yokohama.jp	
28	地域のつながり施設設置事業	まちづくり	区域	区内の自治会又はその連合、もしくはそれらが認める団体	○	×	×	×	×	空き地を活用した地域化理・菜園や、空き家・空き店舗を活用した地域のつながりづくりに寄与する施設(地域団体の活動拠点等)の設置支援を行います。区から土地等の所有者に奨励金を支払います(地域団体は無償で利用)。 【奨励金】 ・空き家等は建物固定資産税・都市計画税の全額。 ・空き地は土地固定資産税・都市計画税の1/2又は土地	通年	×	×	×	○	○	○	—		緑区区政推進課企画調整係	930-2227	md= kikaku@city.yokohama.jp
29	緑区専門家派遣事業	まちづくり	区域	区内の自治会又はその連合、もしくは区内の非営利団体	○	○	○	×	×	次世代の育成や自治会等の活性化に資すると区長が認めた取組に対して、助言・指導を行う専門家を派遣します。※単なる講演会や趣味・娯楽の領域に関するものには派遣できません。※1つの取組に対し、1回あたり2～3時間、1年間で12回を限度に最長3年間派遣します。派遣に要する費用は緑区が負担します。	通年	×	○	×	×	○	—		緑区区政推進課企画調整係	930-2217	md= kikaku@city.yokohama.jp	
30	緑区地域課題チャレンジ提案事業	まちづくり	区域	緑区内で主たる活動を行う団体	○	○	○	×	○	緑区の課題解決のために行う公益的事業に対して、審査を経て経費の一部を助成します。 【脱炭素化推進コース】上限10万円 補助率2/3以内(単年度) 【チャレンジコース】上限10万円 補助率1/2以内 ※チャレンジコースは最大3年間(2年目上限7万円、3年目上限5万円)	令和6年2月	○	×	×	×	○	—	http://www.city.yokohama.lg.jp/midori/50info/55kyoudou/teian/	緑区地域振興課地域力推進担当	930-2237	md= chikiryoku@city.yokohama.jp	
31	南区ちよこつとコーディネーター	まちづくり	区域	①南区内の自治会町内会又は自治会町内会がかかわる協議会、南区を活動拠点とする任意団体等 ②継続して活動中若しくは新たに設立する団体、又は南区施設間連携事業に参画する区民利用施設等 ※①②ともに該当する団体	○	○	○	×	×	南区内における地域の課題解決や魅力づくりを目的とした団体の主体的・継続的な活動を支援するため、及び区民利用施設等の連携を促進するため、専門的な立場から助言を行うコーディネーターを派遣します。 ※派遣回数は単年度内で原則3回まで	通年	×	○	×	×	×	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/suishin/mn-chokocode.html	南区地域振興課地域力推進担当	341-1239	mn= chikiryoku@city.yokohama.jp	
32	南区地域の力応援補助金	まちづくり	区域	・新たに地域の課題解決に取り組む団体で、①寺子屋みみなみ等の講座修了生を2人以上有する団体が行う活動又は②自治会・町内会と連携して行う活動 ・既に地域の課題解決に取り組む団体で、③他団体と連携して行う新たな活動	○	○	○	×	×	南区内で地域の課題解決や魅力づくりに向けた活動に取り組む団体・グループに対し、補助金を交付します。 【補助額】 上限15万円(初年度) ※①は補助対象経費の10分の9、②③は補助対象経費の10分の7を限度とします。	令和6年4月1日～4月19日	○	×	×	×	×	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/kyodo_manabi/kyodo_shien/suishin/hoiokin.html	南区地域振興課地域力推進担当	341-1239	mn= chikiryoku@city.yokohama.jp	
34	港南区地域力アップ補助金	まちづくり	区域	地区連合町内会及び地区社会福祉協議会を含む2つ以上の主体が連携して行う事業	○	×	×	×	×	地区連合町内会、地区社会福祉協議会が連携していることを前提とした地域活動で、地域の課題解決に関わるものについて補助金を交付し、活動を支援します。	令和6年4月～9月	○	×	×	×	×	—	http://www.konan-kurenkai.org/officer/officer.html	港南区地域振興課地域力推進担当	847-8383	kn= chik@city.yokohama.jp	
35	縁ジンミーティング	まちづくり	区域	都筑区内で活動している団体・人材	○	○	○	×	×	地域で活動している団体や個人に向けて、活動内容のレベルに応じて必要な知識やノウハウについて講座を実施するとともに、経験年数の近い同士での交流を図ります。	不定期	×	×	×	×	○	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/tsuzuki/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/shien/katsudo/kouza/	都筑区民活動センター	948-2237	tz= katsudo@city.yokohama.jp	
49	地域の見守り支えあい活動助成金	健康・福祉	区域	区内で地域の見守り支えあい活動をしている団体	○	○	○	×	×	身近な地域でのふれあい・交流機会を通じて、住民相互の見守り合いや緩やかなつながりづくりを推進し、社会的に孤立する状態に陥ることを防ぐために実施する事業について助成します。 【助成上限】3万円 ※「あさひふれあい助成金」「あさひ子どもの未来応援助成金」等他の助成金、補助金との併用は不可です。	通年	○	×	×	×	×	○	—	https://www.palletasahi.jp/	旭区社会福祉協議会	392-1123	asahi= ks@ceres.ocn.ne.jp
50	あさひ子どもの未来応援助成金	健康・福祉	区域	身近な地域で旭区の子どもの育ちを支援するための事業を実施する団体	○	○	○	×	○	身近な地域での子ども食堂、学習支援、居場所づくり等、旭区の子どもの育ちを支援するために実施する事業について助成します。 ※「あさひふれあい助成金」との併用は可、「地域の見守り支えあい活動助成金」との併用は不可です。	通年	○	×	×	×	×	○	—	https://www.palletasahi.jp/	旭区社会福祉協議会	392-1123	asahi= ks@ceres.ocn.ne.jp
56	港南ひまわりプラン応援補助金	健康・福祉	区域	区内に活動拠点がある任意の市民団体(連合自治会町内会及び地区社会福祉協議会を除く)	○	○	○	×	×	「港南ひまわりプラン(港南区地域福祉保健計画)」の区計画における12の取組に沿った地域活動に対して、活動費の一部を助成します。	令和6年4月～6月	○	×	×	×	○	○	https://www.city.yokohama.lg.jp/konan/kurashi/fukushi/kaigo/chii/kifukushi/fukushi-plan/ouen-hoio.html	港南区福祉保健課事業企画担当	847-8441	kn= tifikuplan@city.yokohama.jp	

	制度名称	分野	対象地域	対象	自治会 町内会 関係	NPO法 人	市民活 動団体	個人	その他	制度説明・支援内容の説明	募集時期	助成金・ 補助金	人材派 遣	物品貸 与・提供	場所貸 与・提供	相談・情 報提供・ その他	場所づ りへの活 用	ホームページ	問合せ	電話	メールアドレス
59	さかえ・つながるプラン補助金	健康・福 祉	区域	自治会町内会、地区社会福祉協議会をはじめとする、地域の様々な団体が連携した、栄区地域福祉保健計画を推進する団体	○	○	○	×	○	みんなが支えあい安全・安心を感じるまちを実現するため、栄区地域福祉保健計画(さかえ・つながるプラン)を推進する活動、取組の支援を目的として、補助金を交付します 補助率:3分の2 上限:14万円	令和6年 3月～5 月	○	×	×	×	○	○	https://www.city.yokohama.jp/sakae/kurashi/fukushi/kaigo/chii/kifukushi/fukushi-plan/	栄区福祉保健課事業企画担当	894-6917	sa- fukuho@city.yokohama.jp
62	都筑区地域福祉保健計画「つづきあい基金」助成金	健康・福 祉	区域	「第4期都筑区地域福祉保健計画」にあげられた取組の推進及び目標の実現に向けて取り組む団体(自治会町内会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、NPO法人)	○	○	×	×	×	第4期都筑区地域福祉保健計画推進のため、コロナのため縮小、中断した活動の再開や活性化、啓発を目的とした取り組みを助成。	年2回を 予定	○	×	×	×	×	×	http://www.tuzuki-shakyo.jp/	都筑区社会福祉協議会	943-4058	info@tuzuki-shakyo.jp
66	とつかハートプラン補助金	健康・福 祉	区域	政治・宗教・営利を目的としない団体の構成員が5名以上で、その半数以上が区内在住・在勤・在学である活動の拠点が区内である自主的な活動を行うことを目指す団体である など	○	○	○	×	×	第4期とつかハートプラン(戸塚区地域福祉保健計画)の推進に資する活動であり、とつかハートプランの普及啓発に協力する事業に対して補助金を交付します。 補助金額は1団体あたり上限10万円(補助対象経費の5分の4が原則)です。 ※詳細はお問い合わせください。	令和6年 4月1日 ～10月31 日	○	×	×	×	×	○	https://www.city.yokohama.jp/totsuka/kurashi/fukushi/kaigo/c-hikufukushi/fukushi-plan/	戸塚区福祉保健課事業企画担当	866-8424	to- tshukuh@city.yokohama.jp
68	高齢者福祉基金助成金	健康・福 祉	区域	中区内で主に高齢者を対象とする活動を行う、中区内の地区社会福祉協議会、地区連合町内会または、中区社会福祉協議会会長が認めた団体。	○	○	○	×	○	高齢者を見守り、支えあえるまちづくりを目指して、地域で高齢者を支援する活動を行う団体に対して活動費の助成を行うものです。 対象となる活動 主に高齢者の支援や交流を目的とする地域活動(1地区あたり、3件程度が目安) 主に高齢者を対象とした連合町内会エリアでのイベントなど(1地区あたり2件まで) ※主に高齢者=65歳以上の参加者が概ね2分の1以上の活動。 申請にあたり、各地区社会福祉協議会会長の確認が必要になります。	令和6年 4月～5 月	○	×	×	×	×	○	http://nakasha.site/	中区社会福祉協議会	681-6664	nakaioseikin@yokohamashakyo.jp
70	にこまち助成金	健康・福 祉	区域	西区の地域福祉活動を推進するために事業を行う団体(家族ではない5人以上の構成かつ、団体規約と会員名簿等を作成している団体) 地区社協、自治会町内会、ボランティアグループ、NPO法人など	○	○	○	×	○	西区地域福祉保健計画(通称:にこまちプラン)の推進につながる新規事業または既存事業を発展させる取組で地域課題の解決に向けた事業に助成します。 申請金額等により審査委員会ヒアリングあり。 【募集時期】 第1回:令和6年2月15日～2月29日 第2回:令和6年5月17日～5月31日 第3回:令和6年9月17日～9月30日	左記参照	○	×	×	×	×	○	https://www.yoko-nishishakyo.jp/	西区社会福祉協議会	450-5005	info@yoko-nishishakyo.jp
76	親子のつどいの広場事業	子ども・青 少年	市域(全 区共通)	法人又は任意団体	○	○	○	×	○	就学前児童とその保護者が気軽につどい、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供を行う等、子育て中の親子をサポートする市民活動団体等を公募・選定し、支援します。 ※開設日数・時間、家賃額により補助額を算定します。	未定	○	×	×	×	○	—	https://www.city.yokohama.jp/kurashi/ko-sodate-kyoiku/kosodateshien/tsudoi/tsudoinohiroba.html	子ども青少年局地域子育て支援課	671-4157	kd- chikoshien@city.yokohama.jp
77	(公財)よこはまユース	子ども・青 少年	市域(全 区共通)	—	○	○	○	○	○	横浜市の外郭団体である(公財)よこはまユースが、相談や講師派遣等を通して、青少年育成に携わる地域・団体(今後携わりたい場合も可)の活動を支援します。	通年	×	○	×	×	○	—	http://yokohama-youth.jp/	(公財)よこはまユース事業企画課	662-4170	kikaku@yokohama-youth.jp
78	青少年交流・活動支援スペース(愛称:さくらリビング)	子ども・青 少年	市域(全 区共通)	交流スペースの利用は、25歳未満の青少年が対象。 その他の貸出スペースは、どなたでも利用可。	○	○	○	○	○	青少年の居場所や活動の場の提供などを実施しています。 ミーティングルームや研修室などの貸出も行っています。	通年	×	×	×	○	○	—	http://www.yokohama-youth.jp/kkpace/	青少年交流・活動支援スペース(愛称:さくらリビング)	263-8020	kkpace@yokohama-youth.jp
80	プレイパーク支援事業	子ども・青 少年	市域(全 区共通)	活動の目的や内容が非営利であり、規約等の定めがあるとともに、活動の実施に十分な人数・体制があって本市から団体登録を受けている団体	○	○	○	×	○	公園等の一部を活用し、子どもの創造力をいかした自由な遊びを行うプレイパーク事業について、事業の実施を支援する団体に、活動経費の補助等を行います。	通年	○	×	○	○	×	—	https://www.city.yokohama.jp/kurashi/ko-sodate-kyoiku/hokago/houka-go-playpark.html	子ども青少年局放課後児童育成課	671-4446	kd- houkago@city.yokohama.jp
81	子ども食堂等活動支援補助金	子ども・青 少年	市域(全 区共通)	子ども食堂等の子どもの居場所づくりに取り組む団体	○	○	○	×	○	子ども食堂等の子どもの居場所づくりの取組を行う団体等に対し、運営に係る経費の補助を行います。	未定	○	×	×	×	○	○	https://www.city.yokohama.jp/kurashi/ko-sodate-kyoiku/ibasvo/seiriseiton20021019.html	子ども青少年局地域子育て支援課	671-4157	kd- kodomoibasvo@city.yokohama.jp

制度名称	分野	対象地域	対象	自治会 町内会 関係	NPO法 人	市民活 動団体	個人	その他	制度説明・支援内容の説明	募集時期	助成金・ 補助金	人材派 遣	物品貸 与・提供	場所貸 与・提供	相談・情 報提供・ その他	場所づ りへの活 用	ホームページ	問合せ	電話	メールアドレス		
83	すくすくかめっ子	子ども・青少年	区域	未就学児の子育て支援の活動を実施する。区民を中心に構成される概ね5人以上の団体	○	×	○	×	×	地域の方々为主体となり、子育て中の親子がおしゃべりや仲間づくりのできる「親子のたまり場(=すくすくかめっ子)」を、現在区内47会場で開催しています。地域活動として定着し、町内会・民生委員の協議会・保育所・学校等のネットワーク作りにつながっています。「すくすくかめっ子」の担い手である「すくすくかめ隊」の新規立ち上げ時、設立年度のみ、1団体当たり5万円を上限に補助金を交付します。	通年	○	×	×	×	○	○	https://www.city.yokohama.lg.jp/kanagawa/kurashi/kosodate/kyoiku/kosodatashien/301-35.html	神奈川県子ども家庭支援課	411-7111	kr= kodomokatei@city.yokohama.jp	
84	地域で育む青少年健全育成事業	子ども・青少年	区域	構成員の1/3以上が区内在住者であり主な活動拠点が区内の団体である政治・宗教・営利団体でない概ね年齢から24歳までの青少年の健全育成を目的とする事業区内全域又は地域に広く参加を周知する事業他の行政機関から補助金を受けていない事業	○	○	○	×	×	区内で自主的に活動している団体が青少年の健全育成を目的に実施する事業に対して補助金を交付します(補助率2/3) 【大規模事業コース】上限20万円 宿泊を伴う事業または不特定多数が参加でき、1回につき概ね300人程度を定員とする事業 【一般事業コース】上限7万円 大規模事業に該当しない事業	令和6年2月13日～3月5日	○	×	×	×	○	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/totsuka/ku-rashi/kosodate/kyoiku/kosodatashien/odekake/kosodatashienhoikin.html	戸塚区地域振興課	866-8415	to= chishin@city.yokohama.jp	
86	子育て支援活動事業補助金	子ども・青少年	区域	未就学児の子どもとその保護者を対象として子育て支援活動を行う団体(グループ)	○	○	○	×	○	未就学の子どもとその保護者を対象として緑区内の会場で活動し、主に緑区民で構成された自主運営組織(団体)に対して補助金を交付します。補助金額は、補助対象経費(例:会場費・広報用チラシ印刷代・活動に伴う通信運搬費等)の3分の2までとし、1回5万円が上限です。なお、同一の組織(団体)が同じ活動で申請できるのは年1回、連続3回(3年)までです。※審査があります。	例年2月～3月	○	×	×	×	×	○	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/midori/kurashi/kosodate/kyoiku/kosodatashien/odekake/kosodatashienhoikin.html	緑区子ども家庭支援課 子ども家庭担当	930-2332	md= kodomokatei@city.yokohama.jp
87	横浜市地域文化サポート事業(ヨコハマアートサイト)	文化・スポーツ	市域(全区共通)	営利を目的としない文化芸術活動を行う芸術団体、市民団体、NPOまたはこれに準ずる任意団体	○	○	○	×	○	地域課題に対して文化芸術の持つ創造性でアプローチし、地域コミュニティに寄与する取組に成功します。 ※1件につき10～200万円	令和6年3月1日～4月3日	○	×	×	○	—	https://y-artsite.org/	認定NPO法人STS ポット横浜	325-0410	office@y-artsite.org		
89	緑区遺産	文化・スポーツ	区域	登録申請者が団体に所属し、団体による見守りを継続して行うことができること登録について所有者の承諾を得ていること	○	○	○	×	×	地域の皆様が大切にされている将来に残すべき歴史的・自然的・文化的資源を「緑区遺産」として登録します。案内板設置に必要となる占用許可申請やPRなどについて、区役所が支援します。	通年	○	×	×	○	—	http://www.city.yokohama.lg.jp/midori/60guide/midorikuisan/	緑区区域推進課広報相談係	930-2219 930-2220	md= home@city.yokohama.jp		
90	緑・芸術文化活動支援事業	文化・スポーツ	区域	営利を目的とせず、かつ参加の機会が広く緑区民に開かれている文化振興事業	○	○	○	×	○	緑区内で実施する公益的な文化芸術イベントの開催を支援する制度です。広報や、緑区内公共施設の優先予約、緑区の名義使用、経費の一部助成などの支援をします。	例年7月、1月	○	×	×	○	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/midori/kurashi/kyodo/manabi/manabi/bunka/midori_gaibun.html	緑区地域振興課生活学習支援係	930-2236	md= gakushu@city.yokohama.jp		
91	横浜市多文化共生市民活動支援補助金	文化・スポーツ	市域(全区共通)	公益法人、特定非営利活動法人その他の非営利団体活動開始後1年以上が経過しており、次年度以降も継続して活動する見込みがある団体 ほか	○	○	○	×	○	外国人材受入環境整備・多文化共生の推進に向けて、「日本人と外国人の相互理解の促進」、「在住外国人の生活支援」、「地域日本語教育の推進」、「在住外国人の活躍促進」に関する、市民団体やNPO法人等の活動への支援を行います。詳細はホームページをご覧ください。	令和6年3月末から。詳細は左記参照	○	×	×	×	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/kokusai/kyosei/tabunkahoiki.html	国際局政策総務課	671-3826	ki= tabunka@city.yokohama.jp		
92	初期消火器具整備費補助事業	防災・防犯	市域(全区共通)	地域に消火栓があり、家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれのある地域で、訓練を定期的に行うことができる単一の自治会町内会	○	×	×	×	×	要件を満たす自治会町内会が初期消火器具を整備する際に、費用の一部を補助します。 ※整備費用の3分の2	令和6年4月～9月	○	×	×	×	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bohusai-kyukyu-bohan/shobo/bosai/syokisyokukakigu.html	消防局予防課	334-6406	sv= vobo@city.yokohama.jp		
94	町の防災組織活動費補助金	防災・防犯	市域(全区共通)	自治会町内会等により組織されている「町の防災組織」	○	×	×	×	×	自治会・町内会等により組織されている「町の防災組織」が行う自主防災活動(備蓄品の購入、訓練、講演会等)を支援するために、補助金を交付します。 【交付額】町の防災組織に対し、160円×世帯数	令和6年4月～	○	×	×	×	—	—	総務局地域防災課	671-2011	so= chikibousai@city.yokohama.jp		
95	地域防犯カメラ設置補助制度	防災・防犯	市域(全区共通)	自治会町内会、連合町内会	○	×	×	×	×	地域の自主的な防犯活動を支援するため、道路等の公共空間を撮影することを目的とした防犯カメラ設置費用の一部を補助します。 ※詳細はホームページをご覧ください	令和6年4月～7月	○	×	×	×	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bohusai-kyukyu-bohan/bohan/camera/kamera2.html	市民局地域防犯支援課	671-3705	sh= chikibohan@city.yokohama.jp		
96	防犯灯維持管理事業	防災・防犯	市域(全区共通)	自治会町内会	○	×	×	×	×	自治会町内会等が所有し、維持管理する防犯灯の維持管理に係る費用について、補助金を交付します。 ※電気料金等維持管理に係る費用(防犯灯1灯当たり、2,200円)	通年	○	×	×	×	—	—	市民局地域防犯支援課	671-3709	sh= chikibohan@city.yokohama.jp		

	制度名称	分野	対象地域	対象	自治会 町内会 関係	NPO法 人	市民活 動団体	個人	その他	制度説明・支援内容の説明	募集時期	助成金・ 補助金	人材派 遣	物品貸 与・提供	場所貸 与・提供	相談・情 報提供・ その他	場所づく りへの活 用	ホームページ	問合せ	電話	メールアドレス
97	落書き防止事業	防災・防 犯	市域(全 区共通)	自治会町内会、その他の公共的団体、特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利法人をいう。)及びこれらに類する団体	○	○	○	×	×	活動予定日の1ヶ月前までに、活動予定地域の区長宛てに、「落書き消去用物品提供申請書(第1号様式)」を提出した市民団体等に対して、各区域地域振興課から落書き消去に必要な資材の一部を提供します。	通年	×	×	○	×	×	—	—	市民局地域防犯支援課	671-3705	sh= chikibohan@city. yokohama.jp
98	都筑区災害時要援護者支援事業「つつきそなえ」	防災・防 犯	区域	補助金の交付対象は、連合町内会自治会です。	○	×	×	×	×	災害時に要援護者を含めた地域ぐるみで助け合える仕組みづくりを目的に、地域での顔の見える関係づくりを進める取組を支援します(要援護者名簿の提供、補助金の交付など)。補助金の対象は、要援護者の把握、訪問活動等に必要経費です。	令和6年 4月	○	×	×	×	○	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/tsuzuki/kurashi/fukushi/kaigo/chikifukushi/saigashi/en/tuzukisonae.html	都筑区福祉保健課	948-2344	tz= fukuho@city.yokohama.jp
99	泉区民の緑環境を守る活動支援	環境	区域	緑環境を守っていく活動を継続的に行う活動登録をした区民団体 ※構成員は5名以上、過半数は泉区に在住、在勤、在学	○	○	○	×	×	泉区の緑環境を保全する団体の活動が主体的かつ継続的に行われるよう支援を行います。 【補助金】1活動団体当たり7万円/年	通年	○	×	×	×	○	—	—	泉区区政推進課企画調整係	800-2331	iz= kusei@city.yokohama.jp
101	横浜市保有土地における「緑区域地域花壇・菜園設置事業」	環境	区域	区内の自治会又はその連合、もしくはそれらが認める団体	○	×	×	×	×	区内の自治会又はその連合、もしくはそれらが認める団体	通年	×	×	×	○	×	—	—	緑区政推進課企画調整係	930-2227	md= kikaku@city.yokohama.jp
103	環境教育出前講座	環境	市域(全 区共通)	団体での申込が必要。実施希望日1か月前に申込。	○	○	○	×	○	生物多様性の損失や地球温暖化といった環境問題への理解を深めるため、市内の小中学校や地域の皆様を対象に、市民団体・企業・国際機関・市役所など専門知識を持った講師が皆様のもとに出向講義を実施します。	令和6年 4月～翌 年2月	×	○	×	×	×	—	—	みどり環境局環境活動事業課	671-2484	mk= dema@city.yokohama.lg.jp
104	公園愛護会活動支援事業	環境	市域(全 区共通)	公園愛護会は、周辺の地域住民で構成するものとしています。なお、学校、市民団体、その他法人等も結成は可能ですが、政治・宗教及びこれらに関係する団体は不可となります。	○	○	○	×	○	身近な公園の清掃、除草等の活動を行う「公園愛護会」を対象に、花壇づくり、堆肥置き場づくり等の技術支援、清掃道具や愛護会の腕章、看板等の物品支援や謝金の交付を行っています。	通年	×	○	○	×	○	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri/kankyo/midori/koen/koen/aijokai/koenaigokaitop.html	みどり環境局環境活動事業課	671-2650	mk= aijokai@city.yokohama.lg.jp
106	騒音計・振動計の貸出	環境	市域(全 区共通)	貸出を希望する市民・団体	○	○	○	○	×	電話(又は窓口)にて予約申込してください。 ※詳細はホームページをご覧ください。 ※貸出期間は1週間以内となります。	通年	×	×	○	×	×	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bynabetsu/kankyo-koen/gesui/kiseishido/soon/souonkei.html	みどり環境局大気・音環境課	671-2485	mk= souon@city.yokohama.lg.jp
107	地域緑のまちづくり事業	環境	市域(全 区共通)	提案場所近辺に居住・勤務する方、または土地や建物を所有する方を含む団体であること。 協定締結までに10人以上の正式な団体を結成する必要があります。	○	○	○	×	○	【一次提案募集】令和6年4月から6月頃地域が主体となり、住宅地や商店街、オフィス街、工場地帯等様々な街で地域にふさわしい緑を創出する計画づくり、市民協働により緑化を進めます。 地域の団体からの提案を募集し、一次選考・二次選考を経て市と協定を締結した団体に、提案を実現するための助成金を交付します。 助成対象は、緑化整備や維持管理活動が対象となります。	令和6年 4月から 6月頃	○	×	×	×	×	—	—	みどり環境局環境活動事業課	671-3447	mk= ryoka@city.yokohama.lg.jp
108	名木古木保存事業	環境	市域(全 区共通)	横浜市名木古木事業において指定された「名木古木」の所有者	○	○	○	○	○	「名木古木」に指定された樹木を対象に、樹木診断及び治療費用、剪定等管理費用の一部助成を実施しています。 ※新規指定についてはお問い合わせください。	通年	○	×	×	×	×	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri/kankyo/midori/koen/midori/3ryokuka/meiboku/koboku/meiboku/koboku.html	みどり環境局環境活動事業課	671-3447	mk= ryoka@city.yokohama.lg.jp
113	水辺愛護会	環境	市域(全 区共通)	河川・水辺施設等の清掃を行う地域住民、自治会、学校、企業等に所属する5名以上で構成	○	○	○	×	○	河川や水辺施設等の環境を良好に保ち、市民が快適にふれあい親しむことが出来るよう清掃活動をメインに行います。 (除草、自主的活動は任意) 結成承認後に補助金の申請(任意、毎年度1月末まで)により補助金を支給します。 活動内容や制度の詳細については、ホームページをご覧ください。	通年	○	×	×	×	○	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri/kankyo/kasen/gesuido/kasen/event/volunteer/mizubeaigo.html	道路局河川企画課企画担当	671-4215	do= mizube@city.yokohama.jp
114	川づくりコーディネーター制度	環境	市域(全 区共通)	1 横浜市に在住、在勤、通学し、成人している。又は横浜市に所在地がある団体等 2 制度の目的、主旨に賛同し、生物多様性に配慮した河川環境の再生・保全のための川づくり、維持管理、水辺の利活用を実施したい団体又は個人。	○	○	○	○	○	「地元の川を綺麗にしたい」、「生きものが棲みやすい川にしたい」など、川づくりに興味をお持ちの市民の皆様が専門家を派遣する制度です。詳細はホームページをご覧ください。	通年	×	○	○	×	○	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri/kankyo/kasen/gesuido/kasen/coordinator/	道路局河川企画課企画担当	671-4215	do= riverkikaku@city.yokohama.jp
115	環境学習プログラム	環境	市域(全 区共通)	団体での申込が必要。実施希望日1か月前に申込。	○	○	○	×	○	資源循環局では、廃棄物に関する環境問題について学べる「環境学習」を、様々な世代を対象に実施しており、出前教室や住民説明会等、環境について学びの場を設けた皆様へ向けにご案内しています。 本市職員や外部講師が伺いして、出前講座を実施します。各収集事務所までEメール、FAX、お電話のいずれかでお申込みください。	通年	×	×	×	×	×	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/suimai-kurashi/gomi-recycle/gakushu/program.html	資源循環局3R推進課及び各事務所	671-3593	sj= 3rsuishin@city.yokohama.jp

	制度名称	分野	対象地域	対象	自治会 町内会 関係	NPO法 人	市民活 動団体	個人	その他	制度説明・支援内容の説明	募集時期	助成金・ 補助金	人材派 遣	物品貸 与・提供	場所貸 与・提供	相談・情 報提供・ その他	帰属プ リへの活 用	ホームページ	問合せ	電話	メールアドレス
116	横浜市生ごみ減量化推進事業	環境	全域(全 区共通)	【対象者は以下の項目全てに該当する者】①市内に住所を有し、かつ居住している5世帯以上で構成しているグループや団体(自治会町内会・PTA・集合住宅の管理組合等)②対象活動を6か月以上行う見込みがあること③営利を目的としないグループや団体	○	×	○	×	○	本事業は、市内から排出される生ごみの減量化のため、土壌混合法を普及・推進し、市民の3R行動の活性化を図るとともに、地域の美化や、地域コミュニティの醸成等を図ることを目的としています。 土壌混合法でできた堆肥を活用し、地域での花壇づくりなどを通じて地域住民に土壌混合法の周知と普及を図る取組を行うグループや団体に、園芸器材や花苗などの物品を支援する制度です。 ※受付予定件数は先着30件(予算の上限に達した場合は件数に関わらず受付申請を締め切らせていただきます。)	令和6年 5月～令 和6年12 月	×	×	○	×	×	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/su-mai-kurashi/gomi-recycle/namagomi/namablend.html	資源循環局3R推進課及び各事務所	671-3593	si=3rsuishin@city.yokohama.jp
117	ヨコハマ・エコ・スクール(YES)脱温暖化行動講座開催補助金交付事業	環境	全域(全 区共通)	「YES協働パートナー」であること。市民が誰でも参加でき、営利を目的としないこと等。※詳細はお問合せください。	○	○	○	○	○	登録された協働パートナーが主催する、環境や地球温暖化問題に関する普及啓発効果が高いと認められた「YES講座」の開催経費を支援する制度です。 【使途】講師料、会場費、印刷費 【上限】1講座あたり上限15,000円 ※詳細はお問合せください。	通年	○	×	×	○	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri/kankyo/ondanka/ra/y/es/	温暖化対策統括本部 調整課YES事務局	671-2623	on=ves@city.yokohama.jp	
118	ヨコハマ・エコ・スクール(YES)協働パートナー	環境	全域(全 区共通)	市内で温暖化対策に資する活動をおこなっていること。 規約等を備えていること。 ※詳細はお問い合わせください。	○	○	○	○	○	YESは市民、市民活動団体、事業者、大学、行政等が環境・地球温暖化問題に関する学びや体験などの場を提供する市民参加型プロジェクトです。 横浜市で活動する市民団体、事業者、大学等が「協働パートナー」としてYESに登録・参加することで、YESブランドを利用した講座やイベント、ワークショップ等を開催できます。	通年	○	○	○	○	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri/kankyo/ondanka/ra/y/es/	温暖化対策統括本部 調整課YES事務局	671-2623	on=ves@city.yokohama.jp	
120	市民協働提案事業	その他	全域(全 区共通)	横浜市内で市民公益活動を行うNPOや企業等	○	○	○	×	○	協働による地域・社会的課題解決を促進するため、「市民協働条例」に基づく市民協働事業提案の支援を行います。 ※募集時期など詳細はHPをご参照ください。	左記参照	○	×	×	×	○	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/kyodo/shiminkyodoteiann.html	横浜市市民協働推進センター	671-4732	(お問い合わせフォーム) https://kyodo-c.city.yokohama.lg.jp/contact/
121	自治会町内会館整備費補助事業	その他	全域(全 区共通)	—	○	×	×	×	×	自治会町内会活動の充実、発展に寄与するための、自治会町内会館の整備に対して助成を行います。 【募集時期】 整備予定時期の前年度7月頃までに、各区地域振興課へ事前の申出が必要(書類提出あり)。	7月頃まで	○	×	×	×	×	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/ichikai/kaikan.html	市民局地域活動推進課	671-2317	sh=chikikatsudo@city.yokohama.jp
122	地域活動推進費補助金	その他	全域(全 区共通)	—	○	×	×	×	×	自治会町内会及び地区連合町内会の公益的活動(環境美化、防災・防犯、社会教育、レクリエーション、福利厚生、文化活動、広報活動等)に対して補助金を交付します。	通年	○	×	×	×	×	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/ichikai/suishinhi.html	市民局地域活動推進課	671-2317	sh=chikikatsudo@city.yokohama.jp
123	横浜市市民活動保険	その他	全域(全 区共通)	もっぱら市内で次の4つの要件を満たすボランティア活動を行っている方。 ①自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である自治会町内会が行っている ②無報酬(実費の支給は可) ③継続的・計画的に行っている ④公益性がある	○	○	○	○	×	ボランティア活動中にケガをしたり、他人の物を壊した場合などの補償制度です。 保険料・事前の加入手続きは不要です。事故発生後に事故報告書と自らの具体的な活動内容が分かる書類(活動計画書、名簿等)を提出していただきます。 適用の可否は市と保険会社が審査の上決定します。 ※手続きの窓口は各区役所総務課です。	通年	×	×	×	×	○	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/shien/hoken/	市民局地域活動推進課	671-3624	sh=chikikatsudo@city.yokohama.jp
125	IT交流コーナー(パソコン相談会)	その他	区域	どなたでもご参加いただけます。	○	○	○	○	○	パソコン、スマートフォン、タブレット端末に関する無料の相談会です。自治会、PTA、サークル活動等でお困りの方や個人の方など、どなたでも参加できます。事前予約不要。会場内でのみ、パソコンの貸出あり。 【日時】毎週水曜日・金曜日(祝休日・年末年始を除く)、受付は13時～15時30分。 【会場】瀬谷区民活動センター(〒246-0021 瀬谷区ニッ橋町469 せやまるふれあい館2階)	通年	×	×	○	○	○	—	http://www.pcfureaik.com/fureaik/top/top.html	瀬谷区民活動センター	369-7081	se=kukatsu@city.yokohama.jp
126	瀬谷区自治会町内会広報掲示板整備事業補助金	その他	区域	広報掲示板を所有し維持管理する自治会町内会及び地区連合自治会町内会	○	×	×	×	×	広報掲示板を所有し維持管理する自治会町内会及び地区連合自治会町内会に対して、新設・建替え・修繕にかかる費用の一部を補助します。	令和6年 4月～6 月	○	×	×	×	×	—	—	瀬谷区地域振興課 地域活動係	367-5691	se=chishim@city.yokohama.jp
130	群馬県昭和村との友好交流補助事業	その他	全域(全 区共通)	10人以上が参加して、横浜市内を拠点に公共的又は公益的な活動(横浜市からの委嘱に基づく活動を含む)を行う団体	○	○	○	×	○	横浜市と群馬県昭和村は50年以上の交流を続けています。 市民と村民の活発な交流及び相互協力、地域の活性化を図るために行う研修事業に対して、20万円を上限に補助金を交付します。 ※気候等を鑑みると、昭和村での研修事業は10月末頃までに実施することが望ましいです。	通年	○	×	×	×	○	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/tonkumi/kouryu/showa/showa.html	政策経営局大都市制度推進本部 室広域行政課	671-4239	ss=kouryu@city.yokohama.jp
132	地域交通サポート事業	その他	全域(全 区共通)	地域まちづくり推進条例に基づくグループ登録を行うこと。 活動対象区域における自治会町内会から活動に対する承諾を得ること。	○	○	○	×	×	駅から離れているなど日常の移動に不便を感じている地区等で、生活に密着した交通手段の導入に向けて、地域が主体的に取組みを行う場合に、地域活動に対して様々な支援を行う事業です。 活動経費の助成、コーディネーターの派遣などを行っています。	通年	○	○	×	×	○	—	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri/kankyo/kotsu/chiihikotsu/support/chiihikotsu.html	都市整備局都市交通課	671-3800	tb=chikikotsu@city.yokohama.jp